

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 23 号	第1種共同漁業	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	高砂市高須及び曽根町並びに姫路市大塩町沖合	伊保漁協 姫路市漁協
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから190度820メートルの点	
	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから198度1,000メートルの点	
	"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Bから199度2,000メートルの点	
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	エ Bから199度3,000メートルの点	
	"				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

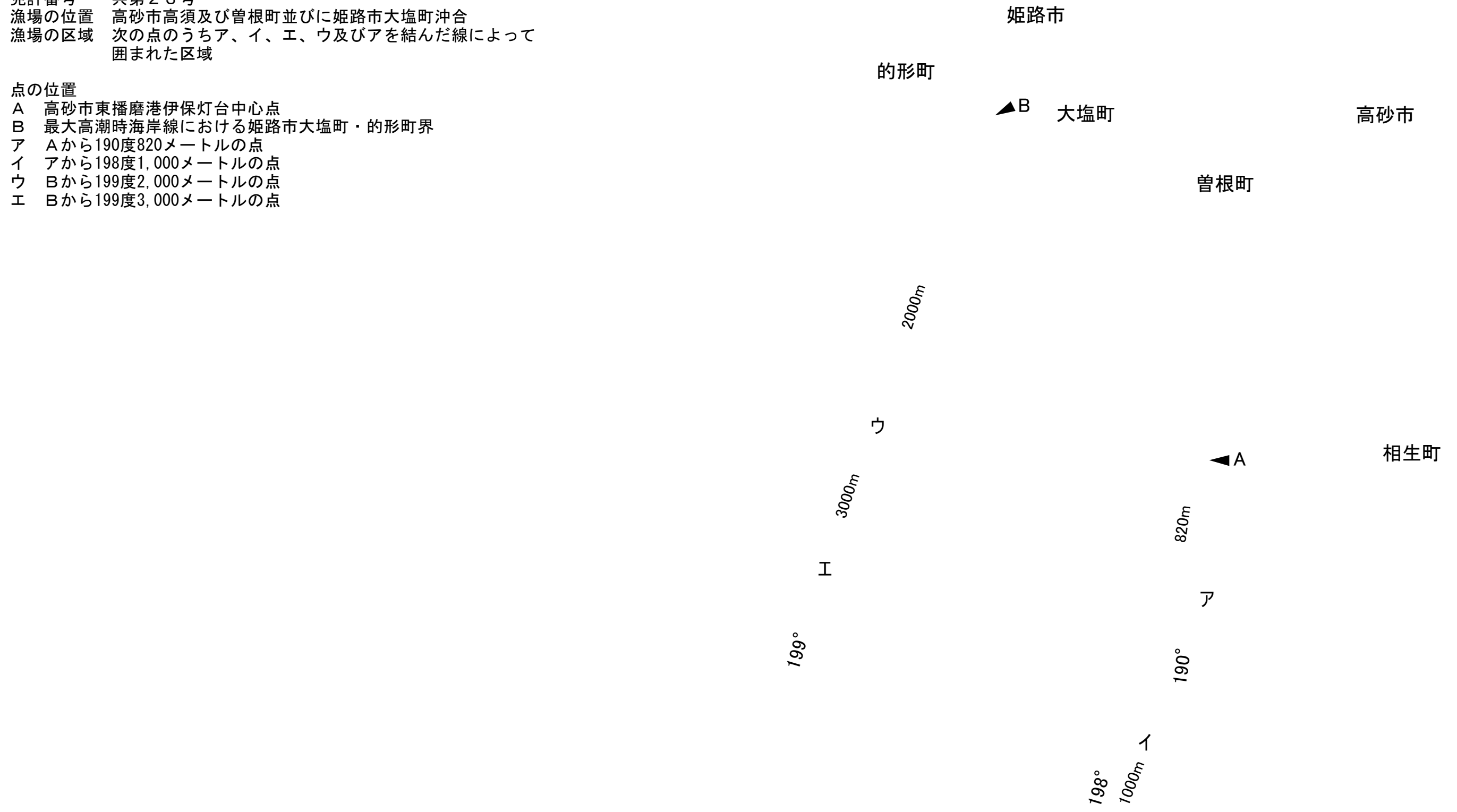
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第23号
 漁場の位置 高砂市高須及び曾根町並びに姫路市大塩町沖合
 漁場の区域 次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって
 囲まれた区域

点の位置
 A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点
 B 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界
 ア Aから190度820メートルの点
 イ Aから198度1,000メートルの点
 ウ Bから199度2,000メートルの点
 エ Bから199度3,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第23号漁場

